

第3回、第4回市民検討委員会を踏まえての事務局案

(前文)

私たちが暮らす相生市は、瀬戸内海国立公園、西播磨丘陵県立自然公園を有する、海と山の自然に恵まれた豊かなまちです。

この恵まれた自然をいかし、古くから農業、漁業をいとなみ、近代に入ってから、工業、造船業を中心として発展してきました。

また、大正時代にはじまった「相生ペーロン祭」は、西播磨に初夏をつげる一大祭りとしてますます活気をおびています。

私達は、先人たちが築き守り続けてきたまちの伝統文化と活気ある市民生活を継承し、より暮らしやすくするとともに、次世代に引き継ぐためにともに力をあわせ自らで築いていく責任があります。

一方、地方分権が進展する時代において、地方自治をさらに発展させ、地域のことは地域の責任のもとに決定する分権型社会を実現していくためには、これまで以上に市民、議会、及び市長等が互いに連携を深めながら、協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

そのためには、一人ひとりの人権が尊重され、ともに責任を分かち合い、補完しながら、積極的にまちづくりに参加し、一体となって協働のまちづくりを進めるため、市政全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにすることによって地方自治を推進し、ふるさとに愛着をもち安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、相生市自治基本条例を制定します。

(目的)

この条例は、相生市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務、並びに議会及び市長等の役割及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

この条例は、市政運営における最高規範であり、市民、議会及び市長等は、この条例を誠実に遵守し、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に遵守し、この条例との整合性を図るものとします。

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に記載されている

者をいいます。

(2) 市民等 市民並びに市内で働く者、就学する者、活動する団体、事業を営むものをいいます。

(3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての相生市をいいます。

(4) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、及び固定資産評価審査委員会）をいいます。

(5) 参画 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って主体的に加わり、意思形成にかかわることをいいます。

(6) 協働 市民等と市が、互いに尊重しながらそれぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいいます。

(基本理念)

市民等及び市は、基本的人権を尊重し対等の関係のもと、市民等は市政に積極的に参画するとともに、市民等及び市は互いに協働することにより、自立した市民主体のまちづくりを目指します。

(参画の原則)

市民等の自主性を尊重するとともに参画の機会を保障し、市政運営に市民等の意見を反映することを基本とします。

(協働の原則)

市民等と市は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこととします。

(情報共有の原則)

市民等と市は、参画と協働のまちづくりを進めるため、市政に関する情報を互いに共有することを原則とします。

(市民活動団体)

市民等は、地域の活動及び地域の課題の解決に取り組む団体又は他の市民と共通する目的の実現に取り組む団体(以下この条において「市民活動団体」という。)を自主的に組織することができる。

2 市民等は、市民活動団体の役割を認識し、その活動を推進するとともに、地域の課題を、自らも解決するよう努めるものとする。

- 3 市民等は、市民活動団体が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、互いに協力し、少数の意見及び行動も尊重しながら、積極的に活動に参加するよう努めなければならない。
- 4 市は、市民活動団体の自主性及び役割を尊重するものとする。
- 5 市長等は、市民活動団体の活動を推進するため、市民活動団体から相談、要望等があったときは、その保有する情報を提供し、平等かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。